

瑞浪市議会議員定数条例の一部を改正する条例(案)

の概要について

1. 条例改正の背景と経緯

議会は、住民自治の基盤であり、かつ合議制の住民代表機関として地域・住民の多様な意見を反映しながら合意形成を進め、団体意思を決定する重要な役割を持っています。しかし、住民に身近であるべき市議会が市民の皆様から十分な理解と関心を得られない状況は、住民自治の根幹に関わる深刻な問題です。また、今後も進行が予測される人口減少に伴い、議員の定数割れの常態化が全国で見られ、地方議会の維持も困難な状況に直面することが危惧されています。このような状況下で、本年2月の瑞浪市議会議員一般選挙では、市の選挙区が一選挙区制となって初めての無投票となり、各議員が市民の皆様から議員定数に関するご意見をお聞きする機会も増えてきました。

このような背景から、本市議会では、早期に議員定数条例を改正して市民にお示しできるよう本年4月に全議員による「議員定数検討会」を立ち上げ議論を重ねてきました。この間、経済界(商工会議所役員の皆様)、若い世代(市内小中学校のPTA 役員の皆様、消防団員の皆様、JC の皆様)、区長会やまちづくり推進組織でご活躍されている各地域の皆様など、多くの市民の皆様との意見交換もさせていただきました。

2. 条例改正(案)

議員定数を2人削減し、現在16人の市議会議員定数を14人とします。

市議会の役割である市民の民意を反映すること、また市長をはじめとする市の執行機関を監視する二代表制を有効に機能させるためには、議員定数の削減は議論の多様性を損なう可能性があるため、必ずしも好ましいことではありません。

しかしながら、本市議会においては、昨今の人口減少を大きな要因として、自治会やまちづくり推進組織などと行政との協働が推し進められたことにより議員の役割が変わってきたこと、これまでの議会改革の取り組みによる議会運営の合理化が図られたことによる一定の削減が可能となったことなどの理由により、議員定数を削減するとの判断に至りました。また、改正後の議員定数を2人削減する理由としては、議会の本来の役割である充実した議会審議・委員会審査を維持できる議員定数とすることに加え、全国の類似団体や近隣自治体における議員定数と議員1人当たりの人口比率等を考慮するなど、全議員で議論し結論を導き出しました。

なお、今後は議員定数を削減したうえでも、市議会に対する理解や信頼を得ることが何より重要であり、議員各々の能力の向上を図っていくとともに、市民に開かれた市議会を目指し議会改革を更に推進していくこととしました。

この度、見出しの条例改正(案)について、市民の皆様からご意見を募集し、寄せられたご意見を参考に最終的な条例改正を進めてまいります。

※改正する条例は、公布の日から施行し、施行の日以降初めてその期日を告示される一般選挙から適用いたします。

3. 今後のスケジュール

令和5年11月10日～12月8日 パブリックコメントの実施

// 12月22日 議案上程、議決